

議案第97号 三田市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

本市では、駐車場法の規定に基づき、道路交通の円滑化、都市機能の維持及び増進を図ることを目的に、一定規模以上の建築物を建てる際には、駐車施設を設けることを条例で義務付けている。

このたび、共同住宅の増加及び高層化や、電子商取引等の増加による配送需要の増加等の近年の社会経済状況の変化等を踏まえ、共同住宅における荷捌き駐車施設不足の解消、さらには配送車両の大型化等に対応するため、駐車場法施行令が改正された。

これに基づき、本市の「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」の一部を改正するもの。

2 関係法令

駐車場法（昭和32年法律第106号）

駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）

3 改正内容

荷捌き駐車施設の車高に係る基準の変更（車両の大型化への対応）

※荷捌き駐車施設のはり下の高さの規定を3.0メートルから3.2メートルに変更

4 施行期日

令和8年4月1日